

平成 2 1 年度
総務市民局予算要求方針

【目次】

- 1 平成 2 1 年度総務市民局予算要求総括表 1
- 2 平成 2 1 年度総務市民局経営方針 2
- 3 重点的に取り組みを行う主なもの 4
- 4 事務事業の見直し等 8

1 平成21年度総務市民局予算要求総括表

【一般会計】

平成21年度要求総額 11,106,931千円
 (平成20年度予算額 11,051,344千円)
 前年度比 +0.50%

《主な事業》

(単位：千円)

事業名	平成21年度 予算要求額 A	平成20年度 予算額 B	増減 A - B
自治基本条例の 制定	5,488	6,500	1,012
市民センターの整 備・管理運営	2,346,299	2,247,914	98,385
NPO・ボランテ ィア活動促進事業	17,200	19,200	2,000
地域総括補助金	286,956	297,752	10,796
防犯灯関連事業	194,070	192,902	1,168
地域防犯対策事 業	41,317	46,490	5,173
モラル・マナーアッ プの推進	42,684	27,502	15,182
消費生活相談体制及び消費被害 者未然防止策の充実	99,836	101,261	1,425

2 平成 21 年度総務市民局経営方針

総務市民局では、参加と協働による個性豊かで活力あるまちづくりを推進するため、行政と市民との適正な役割・機能分担のもと、市民主体のまちづくりを推進する仕組みや機能の整備・充実を図るとともに、全ての市民生活の基礎となる安全・安心の維持・増進に取り組む。

また、行財政改革に伴う職員数の削減の中、多様化する行政需要に対応できる効率的で機能的な行政体制を構築するとともに、市民に信頼される市役所を確立する。

(1) 市民主体のまちづくりの推進

課題

- ・地域の様々な課題に対応するためには、市民自らがまちづくりに主体的に関わっていくことが重要。
- ・その一方で、地域においては、自治会、町内会の加入率が低下するとともに、高齢化が進展。

方針

- ・地域拠点としての市民センターの整備や、地域活動・市民活動に対する助成など、ハード・ソフト両面における支援を進める。
- ・「自治基本条例」を制定し、市民参加によるまちづくりの基本ルールを確立する。(平成 21 年度は 22 年度の条例化に向けた検討を行う。)

(2) 安全・安心で快適な市民生活の維持・増進

課題

- ・安全・安心で快適な生活は、市民の日常において最も基本的な要素であるが、その維持・増進には、継続的で地道な取組が必要である。また、市民のモラル・マナーの向上も不可欠。
- ・昨今、発砲事件をはじめとする凶悪な犯罪が市民生活に脅威を与えている。

方針

- ・防犯灯の設置や防犯活動を進めるとともに、生活環境パトロール、交通安全対策、消費生活相談の充実を図るなど、安全で安心な生活環境の維持・増進に引き続き取り組む。
- ・路上喫煙、落書き、飼い犬のふんの放置、ごみのポイ捨てを防止するモラルマナーアップ関連条例の積極的な運用により、市民のモラル・マナーの向上、さらには快適な生活環境の創出を図る。
- ・暴力追放に向けた啓発活動や研修の実施等を通じて、暴力追放意識の高揚を図り、暴力のない明るいまちを目指す。

(3) 効率的で機能的な行政体制の構築

課題

- ・ 厳しい財政状況下において、行財政改革を断行するに当たっては、市民サービスの維持・向上を図りながら、多様な行政需要に対応し得る、効率的で機能的な行政体制を構築しなければならない。
- ・ 体制構築を図る上で、市役所職員の意識改革や業務システム等の見直しを進める必要がある。

方針

- ・ 職員数の削減を図るとともに、市民から信頼される市役所を確立する。
- ・ 市役所における女性職員の活躍を推進し、全ての職員が性別に関わらず、その意欲と能力を十分に発揮できる体制づくりを進める。
- ・ 市民の利便性の向上と行政コストの削減を図るため、業務の効率化に取り組む。

3 重点的に取り組みを行う主なもの

(1) 市民主体のまちづくりの推進

- 3 継続

- ・自治基本条例の制定 5,488千円
(事業概要)

市民参加のあり方や行政の説明責任など、まちづくりの基本ルールを定める「自治基本条例」の制定を進める。

「北九州市自治基本条例検討委員会」から最終報告を受け、条例素案を作成し、パブリックコメント等を経て、平成22年4月の条例施行を目指す。

- 3 継続

- ・市民センターの整備・管理運営 2,346,299千円
(事業概要)

地域住民の活動拠点である市民センターについて、老朽化対策や新設館との機能格差解消のため、大規模改修や建替えを行う。併せて、「市民サブセンター構想」に基づき、市民サブセンターの設置を進める。

- 3 継続

- ・区の新たな魅力づくり事業 97,978千円
(事業概要)

区レベルの課題解決や市民生活に密着した魅力的な施策を展開するため、区役所が経営の視点から、直接予算要求を行い、事業を実施する。

- 3 継続

- ・地域総括補助金 286,956千円
防犯灯設置補助・維持管理補助事業を含む

(事業概要)

住民主体の地域づくりを促進するため、「まちづくり協議会」の組織を充実するとともに、「まちづくり協議会」に対し、既存の13項目の補助金を一括交付する。

- 3 継続

- ・コミュニティ活動促進事業 9,042千円
(事業概要)

地域づくり活動の活性化を図るため、自治会への加入促進を支援するとともに地域のまちづくり計画の策定、人材育成など、地域の課題解決に向けて、「校区まちづくり<企画・実践>事業」などを実施する。

市民、NPO等との協働した事業展開

- 3 継続

- ・NPO・ボランティア活動促進事業 17,200千円
(事業概要)

市民活動の促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・ボランティア活動の相談受付や情報提供、研修・啓発事業など各種支援を実施する。

- 3 継続

- ・NPO公益活動支援事業 5,500千円
(事業概要)

市内におけるNPO法人や一定の要件を満たす市民活動団体が行う専門性を発揮した取り組みや先進的な事業に対して、事業費の一部を助成する。

- 3 継続

- ・まちづくりステップアップ事業 7,500千円
(事業概要)

まちづくり団体などの機能の向上を図るため、地域の特性を活かした自主事業を支援する。また、個々の団体の特性を活かした団体相互の協働やまちづくり団体とNPO法人、企業との協働による新たなまちづくり事業を支援する。

(2) 安全・安心で快適な市民生活の維持・増進

- 1 継続

- ・防犯灯関連事業 194,070千円
防犯灯設置補助・維持管理補助事業の地域総括補助金分を含む。
(事業概要)

夜間の犯罪発生を防止し、通行の安全を図るため、自治会などに対し、設置費や維持管理費(電気代など)の一部を補助するなど、防犯灯の整備促進を図る。

- 1 継続

- ・地域防犯対策事業 4 1 , 3 1 7 千円
(事業概要)

自主防犯活動の活発化を図るため、全小学校区で結成された「生活安全パトロール隊」に対し、引き続き人的、物的支援を行うとともに、隊員のレベルアップを目的とした研修や活動意欲喚起・情報交換の場となる「北九州市民防犯大会」などを実施する。

また、子どもたちの安全対策として、小学生などを対象とした「安全セミナー」を実施する。

- 1 継続・拡充

- ・モラル・マナーアップの推進 4 2 , 6 8 4 千円
(事業概要)

迷惑行為のない快適な生活環境を確保するため、小倉北区で指定した重点地区内の巡視活動を実施するとともに、地域団体の自主的な取組を支援するなど、全市的なモラル・マナーアップに取り組む。

- 1 継続

- ・消費生活相談体制及び消費者被害未然防止策の充実 9 9 , 8 3 6 千円

(事業概要)

弁護士などと連携した多重債務法律無料相談を実施するなど、複雑・多様化する消費生活相談の円滑な解決を図る。

また、高齢者と接する機会が多い高齢者見守り団体（民生委員など）や高校・大学生などを対象に出前講座を行うなど、消費者被害の未然防止策を推進する。

- 1 継続・拡充

- ・暴力追放運動の推進 4 1 , 5 7 3 千円
(事業概要)

暴力追放を一層図るため、啓発や研修を進めるとともに、小倉都心部における暴迫拠点である（仮称）堺町安全・安心センターの運営や、公共工事における妨害行動の防止策を強化する。

(3) 効率的で機能的な行政体制の構築

- ・**新**「女性活躍推進アクションプラン」実施事業 7,672千円
(事業概要)

市役所の女性職員の活躍を推進することを目的に、平成20年8月に策定した「女性活躍推進アクションプラン」に基づき、女性職員キャリアアップ研修やメンター制度の試行的導入などを実施する。

- 1・3 継続

- ・業務の効率化と情報システムの再編事業の推進 2,631,056千円

(事業概要)

市民の利便性の向上と行政コストの削減を図るため、情報システムの再編を実施し、区役所窓口のワンストップサービスの実現とそれに伴う業務及び組織の簡素化、行政内部事務の効率化に取り組む。

- ・職員8千人体制実現に向けた行財政改革の推進
(事業概要)

職員8千人体制の実現に向け、簡素で効率的な行財政システムの構築に取り組む。

事務事業の民間委託や公共施設の指定管理者制度の積極的な推進、外郭団体の見直し、職員採用数の抑制などを行い、平成17年度から平成21年度までの5年間で職員数を10.9%(1,060人)削減するとともに、人件費総額の抑制に努める。

4 事務事業の見直し等

(1) 公用車管理事務の見直し

市役所各課で管理している公用車の共用化を推進し、台数の適正化（減車）を図る。

平成 21 年度は、車両 10 台を減車し、車両に係る経費を削減する。

(2) 市役所庁内メールの見直し

庁内メール業務（各庁舎間の文書等の收受業務）全般を民間事業者へ委託し、経費を削減する。

(3) 計量検査所定期検査業務の見直し

計量検査所で行っている計量法に基づく検査・取締・指導や、計量思想の普及・啓発のうち、定期検査業務や啓発業務の一部を民間委託し、経費を削減する。